

議案第73号

清水町学校給食センター条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

令和4年9月7日提出

清水町長 阿部 一男

清水町学校給食センター条例の一部を改正する条例

清水町学校給食センター条例（昭和40年清水町条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。